令和８年度 介護支援専門員法定研修受講料補助事業

事業内容

介護支援専門員の資格取得時等の負担を軽減するため、都道府県が実施する法定研修受講料の本人負担額の一部を補助。

- 対象経費
 都道府県が実施する介護支援専門員の資格取得又は更新時に受講が義務付けられた法定研修の受講料
- 補助率等
 受講者本人が負担した法定研修受講料のうち一定額（都の受講料単価の３／４相当を上限）

交付要件等

- 対象及び申請者
 都内事業所等において介護支援専門員資格を活用する業務に従事する者※
 令和８年度より、所属事業所等からの申請に替え、受講者本人から直接申請を受け補助を行う。
 ※研修修了後に介護支援専門員資格を取得し、業務に従事する見込みの者を含む。
- 対象事業所等
 居宅介護支援事業所、介護保険施設、地域包括支援センター等の介護支援専門員必置事業所等
 ※区市町村直営は補助対象外

